

第一右の内規に異議があつて出勤なされぬ方は
據處より次第に就き退職したる者として處置致
しますから之れを御承知を願ひます

以上



寫

勞秘甲第三四二號

大正十三年三月十一日

警視總監 赤池 濃

内務大臣 水野 錬太郎 殿
東京警備司令官 山梨 半造 殿
社會局長 官池 田 宏 殿
京都大坂神奈川兵庫愛知
静岡千葉埼玉栃木群馬
茨城山梨各府縣知事 殿
司法省 刑事局長 殿
東京控訴院 檢事長 殿

昭和十三年三月十二日
120 多